

関西圏国家戦略特別区域会議（第1回）議事要旨

1. 日時 平成26年6月23日（月）9：58～11：09

2. 場所 グランフロント・ナレッジキャピタルB2F会議室

3. 出席者

新藤 義孝 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）

松井 一郎 大阪府知事

井戸 敏三 兵庫県知事

山田 啓二 京都府知事（代理：山下 晃正 副知事）

手代木 功 塩野義製薬株式会社 代表取締役社長

角 和夫 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長

井村 裕夫 公益財団法人先端医療振興財団 理事長

西村 康稔 内閣府副大臣

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

川本正一郎 内閣府 地域活性化推進室長

福島 直樹 内閣府 地域活性化推進室次長

藤原 豊 内閣府 地域活性化推進室次長

4. 議題

（1）関西圏国家戦略特別区域計画（素案）について

（2）その他

5. 配布資料

資料1 関西圏国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）について

資料2 関西圏国家戦略特別区域計画（素案）について

資料3 大阪府提出資料

資料4 兵庫県提出資料

資料5 塩野義製薬株式会社提出資料

資料6 阪急電鉄株式会社提出資料

資料7 公益財団法人先端医療振興財団提出資料

参考資料 関西圏国家戦略特別区域会議 出席者名簿

（議事概要）

【藤原地域活性化推進室次長】

それでは定刻でございますので、ただいまより第1回関西圏国家戦略特別区域会議を開催いたします。

出席者の皆様の御紹介でございますけれども、お時間の関係もございますので、お手元に参考資料で配布させていただいている出席者名簿にかえさせていただきたいと思っております。

なお、本日は山田京都府知事が御欠席のため、代理で山下副知事に御出席いただいております。

また、本日は西村内閣府副大臣、及び民間有識者として八田達夫様に御臨席をいただいております。

初めに、会議の運営について、お手元の資料1をごらんいただければと思います。

運営規則においては、会議の公表方法などを定めてございます。御意見があればお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本運営規則を原案のとおり決定をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、新藤国家戦略特区担当大臣より御発言をいただきたいと思います。よろしくお願

します。

【新藤内閣府特命担当大臣】

それでは、皆様、おはようございます。国家戦略特区担当大臣を拝命しております、総務大臣の新藤でございます。

きょうは、安倍内閣として最大限のスピードを持って進めてまいりました、そして大いなる志を持って提案してまいりました国家戦略特区、5月1日に全国で6カ所を指定させていただいたわけではありますが、その先陣を切りまして、この関西圏におきまして国家戦略特別区域会議を開催できますことを本当にうれしく、また皆様方にこれまでも御協力をいただき、御一緒いただいたことに感謝申し上げたいと、このように思います。

私どもとすれば、アベノミクスと言われる経済の効果、最終的には3本目の矢、経済成長戦略をいかに持続可能なものにするか、それからこの景気の後鞭を切って、後に続く、そういう好循環をつくれるかどうか、これは時間との勝負ということもございます。その意味において、日本の新しい経済の起爆剤としての国家戦略特区、ぜひとも活用していきたいと、このように願っておりますし、それがゆえに、これまでの特区とは次元の違う取り組みをしようと思いません。一言で言うならば、これまでの特区というものは、それぞれの地域から御提案をいただいたものを国が拝見をして、よいものを認定すると、そういう仕組みでございました。

今度の国家戦略特区は、国も一緒に事業をやろうと。ですから、地域、それから民間の皆さんと国が三者一体となって、事業主体となって進めていくんだと。それぞれの役割があると思います。自治体には自治体の役割がある、そして民間企業には民間のお役割があると思うんです。あわせて国としてもこういったものにこの役割を果たしていこうと。まずはこの経済の成長や、もしかして事業の可能性を阻害している、いわゆる岩盤と言われるものも含める規制につきましては思い切ってメスを入れていこうと、必要なものには全てにドリルで穴をあけていこう。安倍総理の御発言でありますけれども、こういった国がまずはその規制を新たな展開をしていこうと、規制緩和をしていこうと、こういうことを考えているわけでありまして。

あわせて、実際には、ではどういうふうに事業ができるのか。自治体の皆さんにも、またこの民間の皆さんにも、今御提案いただいたものを含めて、さらに応用展開をしていただきたいと、このように思っているわけでございます。何よりも、きょうは第1回目でございますから、

計画をそれぞれ確認して、一刻も早くこれを、この区域計画の認定を行って事業実施に向かっていくと。私は、ぜひ、この次回の特区会議では、区域計画の認定を行って、秋には事業開始に入っていきたい、こういうようなスピード感を持ってやりたいというふうに思っています。

通常、事業というのは、最初に申請がありますと、それを認定された時点で、あとはそれを実施するだけになります。でも国家戦略特区は、御提案いただいた事業を始めていただくとともに、そういう仕事ができるんならば私も参加すると。いや、自分たちにもこういう事業ができるんだと、どんどんと新しい事業者にも入っていただいて、自分たちでその戦略特区がどんどんと膨らんでいく。そしてこの周辺や全国を巻き込んで、そして世界まで発信できるような、また世界からも経済を我が国に取り込めるような、そういうムーブメントを起こしたいと、このように願って、我々はやらせていただいているわけであります。安倍総理からのお言葉、これは、国家戦略特区の命は実践とスピード、このことを言われているわけであります。

どうぞ、まず、全国の中で第1弾として関西圏、始めていただくわけでありますから、全国が注目しておりますので、どうぞそういったことも踏まえまして、精力的に、また忌憚のない、御意見をいただければありがたいというふうに思います。

また、これは産業競争力会議の一環として、西村副大臣にもご出席頂いています。甘利大臣は、きょう所用があつて参れませんが、甘利大臣ともどもで、我々、内閣を挙げてやらせていただいております。この戦略特区会議には、必要に応じて関係大臣も入ってまいります。また、有識者として、きょうは八田先生にもお出ましをいただきました。規制改革の第一人者でございまして、さまざまな御提案、また御指導をいただいているわけであります。ぜひ、皆さん一丸となって、とにかく日本の国を元気にする。それは地域から、そして新しい特区からということで頑張ってもらいたいと思いますから、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

【藤原地域活性化推進室次長】

新藤大臣、ありがとうございました。

続きまして、西村副大臣に御発言いただきたいと思います。よろしく願いします。

【西村内閣府副大臣】

皆さん、おはようございます。成長戦略を担当しております西村でございます。

もう皆様方に御案内のとおり、昨年の成長戦略の中で、この国家戦略特区の位置づけをいたしまして、そして早ければ明日にでも決定をいたします成長戦略の改訂版の中でも、この国家戦略特区の実施・実行というものを中心的な施策の一つとして位置づけております。今、新藤大臣からお話のあったとおり世界が注目をしております。日本が本当に変わるのか、日本の改革は本物なのかというところを世界が見ておりますので、ぜひ、この区域会議でさまざまな提案を出していただいて、それを実行していくということを期待したいと思います。特に東京圏が調整に若干時間がかかっておりますので、この関西圏が日本の岩盤規制を取り払って、新たな成長への道筋を開いていくと、そういう先導役としての役割を期待したいと思います。御案内のとおり、法律上に初期メニュー、いろいろな、さまざまなメニューが出ておりますが、特にこの関西圏は医療の最先端研究機関が集積をいたしております。日本のみならず世界をけん引していく、引っ張っていく、そうした医療での成果が出るようなプロジェクトを期待申し上げたいと思いますし、それから学校の公設民営も、これも公立学校に大きな刺激を与えて、教育再生、日本の教育改革に大いに貢献できる、貢献する、そうしたプロジェクトだと思っておりますので、こうした面も含めて、ぜひ具体的なプロジェクト、具体化に向けて議論をしていただければというふうに思います。

さらに、皆さん御案内のとおり、追加のメニューもぜひ出していただきたい。いろいろなことをやっていく上で、まだこんな規制がある、またこんな規制のどうしてもここを直さなきゃいけないと、そういったものを御提案いただく。そして我々はそれをしっかりと受けとめて、法改正が必要なものは法改正の法的な措置を講じるということで臨んでいきたいと思っておりますので、ぜひさまざまなアイデア、御提案をしていただければと思います。

世の中、東京一極集中がさらに進んで、オリンピックもありますから、東京だけが元気になるという、そういう心配をする向きもありますけれども、ぜひ、この関西圏が日本をリードしていく、まさに日本の改革を引っ張っていくという、そういう気持ちで、さまざまなプロジェクトを御提案していただければと思いますし、日本を引っ張り、さらに世界をリードしていく、そうしたプロジェクトを御期待申し上げたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

(拍手)

【藤原地域活性化推進室次長】

西村副大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、速やかに御退室をお願いいたします。

本日は、関西圏の区域計画の素案などについて御審議をいただきたいと思います。

まず、内閣府事務局より、資料2の関西圏国家戦略特別区域計画（素案）の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

【福島地域活性化推進室次長】

それでは、資料2に基づきまして、特区計画の素案につきまして御説明いたします。

本資料は、まだたたき台の段階のものでございまして、本日、皆様から御意見をいただきまして、より充実したものにしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。

I、区域の名称でございますが、関西圏国家戦略特別区域でございます。

IIは、規制の特例措置を受けます特定事業の内容等を示してございます。以下に掲げるものを候補といたしまして、次回の区域会議に向けまして検討・調整を行いたいと思います。

1は、医療分野でございます。

(1)の保険外併用療養に関する特例につきましては、大阪大学医学部附属病院、国立循環器病研究センター、京都大学医学部附属病院が、革新的な医薬品等の研究開発を進めます。

(2)の病床規制に係ります医療法の特例につきましては、先端医療振興財団が、i P S細胞を用いた網膜再生治療等の実用化を促進するため、新規病床30床を整備いたしまして、神戸アイセンターを形成いたします。

2ページを見ていただきたいと思います。

2は、都市再生・まちづくり分野でございます。

(1)の都市計画法等の特例につきましては、大阪市都心部におきまして、都市開発事業者が都市計画法等の特例を活用いたしまして、チャレンジ・イノベーションを支える都市環境を整備いたします。

(2)のエリアマネジメントに係ります道路法の特例につきましては、グランフロント大阪TMOが、歩道空間におきまして、収益施設、利便施設を設置いたします。

(3) の旅館業務の特例につきましては、都心部を中心といたしまして、海外からの観光客等に対応するため、外国人滞在施設を経営いたします。

Ⅲでございますが、これは経済的社会的効果でございます。特定事業に関する検討・調整とあわせまして、次回の区域会議までに精査・検討いたしたいと思っております。

続きまして、3ページを見ていただきたいと思います。

Ⅳは、その他必要な事項を掲げてございます。

1 は、昨年、平成25年10月18日の日本経済再生本部に掲げられました規制改革事項等の活用でございます。

(1) の雇用労働相談センターの設置については、事業実施者の早期選定を行いまして、大阪市都心部におきまして、社労士、弁護士等による高度な個別相談対応等を行うセンターを開設いたします。

(2) の公設民営学校の設置につきましては、本年5月29日に大阪市教育委員会からこれまでの文科省との協議を踏まえた提案を行ったところでございまして、今後、早期の実現に向け、速やかに対処いたします。

4ページを見ていただきたいと思います。

2 は、今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等でございます。区域会議として、以下の5つの事項につきまして検討を進めたいと思っております。

(1) の女性の活躍推進等への対応のための外国人家事支援人材の活用でございますが、当面、大阪府の区域において試行的に受け入れを行うことを検討いたします。

(2) の外国企業等による日本法人の設立・創業人材の受け入れでございますが、設立支援のため、各種手続の窓口集約のワンストップ化などについて検討いたします。また、起業等を支援するため、投資に関します基準設定や運用を区域会議にゆだねることなどによりまして、新たな仕組みについて検討いたします。

(3) の労働時間規制については、幅広い職種を対象に、成果に連動した新たな労働時間規制について検討いたします。

(4) の保険外併用療養については、一定の要件を満たす特定機能病院や、高度専門病院群にも拡大することについて検討いたします。

(5) の法人税などの税制でございますが、地方税の減免措置を講じている地域における法

人税について、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討いたします。

説明は以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

続きまして、本区域計画素案につきまして、各府県における取り組みの詳細につきまして、それぞれの知事及び副知事より御説明を頂戴できればと思います。

まず、松井大阪府知事よりお願いいたします。

【松井大阪府知事】

新藤大臣、西村副大臣、どうもありがとうございます。本当に待ちに待っております。手ぐすね引いてずっと待ってしまして、早くやっていただきたいと思っています。

早速ですけれども、大阪府といたしましては、資料3をごらんいただきたいと思います。この区域における特区のスタートメニューといたしまして、医療分野では免疫再生医療、医療機器の研究・開発に、保険外併用療養を実施したいと思っています。保険外併用療養については、真に革新的な世界初のものについて、これらも対象としていただけるようによろしく願いをしたいと思っています。

また、能力と意欲のある特定機能病院をしっかりと活用していただきたい。これはどういう意味かといいますと、特定機能病院というのも、そもそも専門分野の能力の高いドクター、マンパワーが充実している。それに伴う設備も、それを支える施設・設備もしっかりやれているから、厚労省において特定機能病院という認定をいただいているわけです。そういう病院については、もうこの保険外併用療養の実施を、速やかにその治療をスタートできるようにしてもらいたいということです。

先ほどの資料2、素案のほうにありましたけれども、この保険外併用療養に関する特例、具体的に3件、3つの病院でということになっておりますが、これ以外にも特定機能病院というものが保険外併用療養をやりたいという希望、これ出てきておりますので、まさにこういう個別の指定ではなくて、こういう特定機能病院という、こういう認定を持っているそれだけの能力がある、意欲がある、そういうところは速やかに保険外併用療養のスタートができるようにしてもらいたい。厚労省では、新たな検討で、何かこの治療そのものをやるに当たって審査を

する。それでも6週間以内。大体、役所で6週間以内となりますと、6週間かかるということですから、これ6週間かかりますと、それだけの重篤な患者さん、その間、6週間後に病状はさらに悪化していると、こういうことですので、まさにこれ岩盤規制です。これはもうすぐに、ぜひ、そういうことではなくて、もっと短期間に、それだけの力のあるところには新たな治療方法を認めていくという形で、特区では認めていただきたい、法改正をお願いしたい、こう思っているところです。

次に、外国医師の活動範囲の拡大。これも簡単な話です。ドクターの試験を英語でお願いしたい。これをぜひお願いして、その試験に通れば、これは日本で治療できるドクターという形で活動できるようにしていただきたいということでもあります。

次に、公設民営学校。これはもう特区法で1年以内ということに検討ということになっておりますが、もう具体的に公設民営学校をスタートしたいという民間の事業者、これは企業ではありません。私学を含む、そういうところが手を挙げてきていただいていますので、これはぜひ具体案を、公設民営学校のスタートできるような形を、我々も具体の事業者と一緒に提案をさせていただきますので、早期に決定をいただきたいと、こう思っております。

さらなる規制緩和の提案といたしましては、次のページでありますけれども、外国人家事支援人材、これは大阪で検討してまいります。しかしながら、この外国人家事支援人材については課題もありまして、まずはニーズがどれだけあるかという把握、そして治安等への影響、次に国と自治体との責任の分担、入国管理や労働基準監督など国に権限がある、国の権限に深くかかわってまいりますので、区域会議における協議・調整に基づき、共同で取り組むことを基本としてお願いをしたいと思います。

次に、外国法人の設立・創業人材の受け入れであります。これも要は、日本人並みに緩和をしてもらいたい。日本人が起業をしようとするとき、これはもう1円で株式会社の設立ができます。外国人が500万円なければ起業できない。これはその部分を要は緩和してもらいたいと、こういうことです。また、法人登記において、代表の就任予定の非居住者の外国人では、これが取れないということでもあります。これを非居住者でも可能にしていきたいと、こういうことです。

税についてですけれども、これは法人税の実効税率20%台を打ち出されておりますけれども、大阪では現在実施されている国際戦略総合特区において、地方税ゼロという制度をつくっ

ております。この制度に加えて、国家戦略特区の中で、もっと大胆な法人税減税の試行、先行実施をやるべきだところと思います。

あわせて、地方税軽減の相当額、これが現在では地方税をゼロにしている部分、企業は利益が上がります。その部分について国税として納税しなければならない。要は、地方税を、我々が我慢している分を国に召し上げられるという、このおかしな状況になっております。これについては早急に、頑張っている地方に対して、より効果的に、そういう税制、そのエリアで頑張っている企業について、より再投資ができるような効果的な税制にしていきたいと、こう思っております。

特定事業の実施をするに当たりまして、さまざまな規制緩和の提案をいたしております。今後の検討のほうも含め、速やかに実施をお願いしたい。先ほど、新藤大臣のスピードという話でありますから、ぜひ秋に実態の事業として実施できるスピード感で、我々も、もう一生懸命走ってついていきますので、まず国において法改正、規制緩和を、ぜひそれまでにやっていただいて、民間の事業者とセットで具体の事業をやりますので、ぜひ秋には実施できるようにお願いしたいと、こう思っています。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

続きまして、井戸兵庫県知事、お願いいたします。

【井戸兵庫県知事】

兵庫県の井戸でございます。きょうは、関西圏の国家戦略特別区域会議、キックオフ会議をこのような形で開催していただきましたこと、そのスピード感に敬意を表させていただきますとともに、できるだけ我々も活用していきたいと、地域の振興に結びつけたいと基本的に考えております。

先日、6月18日でございますが、兵庫神戸地区におきまして、地区協議会を開かせていただきました。その第1回の会議を踏まえた上での提案項目でございますので、具体的なプロジェクトと結びついている規制緩和項目等につきまして、今回はこの資料4にまとめさせていただいております。規制緩和項目としての一覧につきましては、また後ほど御協議等を申し上げ

て提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

まず最初に、1に記載しておりますのは、もう既に掲げていただいている部分でございますが、特に神戸アイセンターの整備につきましては、井村先生が後ほど触れられると思っておりますけれども、いわゆる再生医療で網膜再生の臨床研究が始まっております。それをさらに活用していこうとする事業でございます。

③、④に掲げておりますのは、我々としては、現在検討・調整中の事業でありまして、1つは、川重が中心になりまして、時期が遅くとも2017年までには着工を予定していますが、医療用ロボット事業等の最先端の精密機械事業の研究開発と製造をする専用工場をつくろうというものでございます。それから4番目に書いておりますのは、ノオトという一般社団法人が、歴史的建造物を活用して、旅館業法の特例により町屋とか農家等を再生した宿泊施設を整備していこうとするものでございます。

それから、2に掲げておりますのは、保険外併用療法の対象を拡大していただいた上で計上をお願いしたいと考えているものでございまして、現在、臨床研修中核病院と同等水準の病院を、どのような形で検討・指定していくのかの基準を検討されているのが中医協でございまして、先進医療会議が、近く、その基準に基づき、同等水準か否かを判断することになっておりますので、その基準に基づいた上で、該当すると我々は考えているんでありますが、小児高度・先進医療として、こども病院、そして高度医療の提供事業として神戸大学の医学部の附属病院を対象として考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、3番目に、区域計画において、追加すべき規制改革として提案させていただいているのが3つありますが、1つは、高度専門病院群を一体的に取り扱う特例措置でございまして、これは高度専門病院が1つずつ今は指定されているのでありますが、ポートアイランドの医療産業都市の中核部分に位置しております病院群一体として考えると、十分その能力を、十分以上の能力を発揮できますので、これをぜひ対象にすることが1つ。

それから、Bに書いておりますのは、臨床修練制度の拡充でございまして、医師ではない、粒子線医療の場合には、粒子線の医学物理士の訓練が不可欠でございます。集中治療をするために放射線を集中的に患部に取り扱う、そのような技術が大変重要になっております。この拡大をということが2番目でございます。また、臨床修練医師等の家族の在留資格、医師そのものは対象であります。家族がまだ対象となっていないというようなことがございます。

それから、これは要件等の緩和につきまして、Cで要請いたしております。

4番目でございますが、次回以降の区域計画への特定事業として追加しようと考えておりますのが、粒子線の治療装置の海外輸出促進事業でございます。もう既に私どもは10年以上の粒子線の実績を持っておりまして、台湾の台北大学の粒子線医療施設に対して技術援助をすることにいたしております。それらに関連いたしまして、人材育成を行っていききたいというものでございます。

それから、神戸の国際フロンティアメディカルセンターで、内視鏡の海外輸出の促進事業を検討いたしております。

それから、フロンティアメディカルセンターでは、もう一つ、国際医療拠点と位置づけた対応をぜひ実施したいと考えているものでございます。

5番目は、次回以降の区域計画へ特定事業として追加する事業として、熟度の高まりを待っているものでございまして、獨協大学と神戸大学と一緒にになりまして、高度の医療研究ゾーンを病院を中心に整備しようという構想を進めております。これに関連して病床規制に関する特例などが必要になろうと考えております。

また、粒子線治療におきます外国人医師の診察業務の解禁、あるいは国際フロンティアメディカルセンターにおきます外国人医師の業務の解禁業務などにつきましても、これ二国間協定が必要なのかどうかということも含めて、俎上に上げていく必要があるのではないか。相手方と相互扶助でないといけないという必要はないのではないかというふうに思っておりますので、これらにつきましてもこれから具体的に御相談をしたいと思います。

あわせて、三宮の駅前のJRと、それから角会長、いらっしゃっていますが、阪急を中心に大きな再開発の構想が具体化しつつあります。それに関連しましても、ぜひ必要な場合の措置等につきましてお願いをしていきたいと考えております。

いずれにしましても、このような次々と、新藤大臣がおっしゃいましたけれども、新しい提案を柔軟に受け入れていただくという基本方針でございますので、この辺のスケジュール感のようなものを明確にお示しいただきますと、それに対応した新しい提案も出しやすくなるということにつながります。それをお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、国家戦略特区と、関西圏指定されております国際経済総合特区、特区の性格が違うことは十分承知はしているわけではありますが、内容がかなり重なってくる場合がございます。

このあたりの調整をどういうふうに制度としていくべきなのか。我々は、制度自身としては、それはそれで応じた対応はしていくつもりでございますが、制度としての統一をどうするかというのは大きな課題なのではないかと思っておりますので、これについても検討俎上に上げていただければ幸いです。

すみません、長くなりました。以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

続きまして、山下京都府副知事、お願いします。

【山下京都府副知事】

本日は、府議会のため代理で失礼いたします。

京都府といたしましては、京都大学医学部附属病院におけるiPSを中心とした再生医療、それからそれに伴う創薬と医療機器開発を進めていきたいと思っておりますが、それ以外にも医療関係の分野で多彩な展開をしておりますので、御説明させていただきます。

まず、昨年、京都大学を中心にCOIという事業の選定を受けました。このCOIというのは、先端医療だけではなくて先制医療、予防医療を中心とした機器開発や創薬を目指しているところです。特に家庭内における健康・医療データの確保をしたいと思っております。このためにはエネルギーや、電力供給を無線化し、完全ワイヤレス化を目指しています。今、データは携帯電話等の技術で上がってくるわけですが、電池が切れてしまえば終わりなので、その部分を改善したいと思っております。この場合、電波法の規制がありまして、煩雑な手続をしなければいけないということでございます。こういう分野について、我々は実証エリアをけいはんな学研都市でやりたいと思っておりますので、そういうエリアを指定して、そこは一括的に電波法の規制緩和をしていただくと、今後、日本が弱いと言われているコホート研究など長期的で高度な研究が一層進んで、健康寿命と本当の寿命の差がもっと短くなって医療費等の抑制に大きく効くと思っております。その部分をできるだけ早く提案したいと考えていますので、その規制緩和をよろしくお願ひしたいと思っております。

それからもう一点は、今、井戸兵庫県知事さんがおっしゃったことと同じように、京都府立

医科大学が、臨床研究中核病院になっておりません。既に角膜の再生医療やがんの免疫療法の先進医療を行っておりますし、京都の中では非常にレベルが高く、病床も多く、関連病院も抱えているというような中核になる病院でございまして、これを検討の中に入れていただいて、今進めている先端医療をできるだけ早期に、保険外併用療養の拡大を通して実用化するような形でもっていきたいと思っておりますので、ぜひとも京都府立医科大学を臨床研究中核病院と同水準の基準に入れていただきたいと思っております。

それから、京都はR&Dの都だと思っております、海外企業を中心にR&D企業の誘致を積極的に進めております。既に医療関係のR&Dのセンターができたり、けいはんな学研都市にも1社大きな企業が立地していただいております。こういうR&D企業の立地を促進するために、大阪で実施と書いてありましたが、雇用労働相談センターや、法人設立のワンストップ化などに関して、京都でも活用したいと考えております。京都では、経済センターをつくらうという動きがございます。これは府だけではなく、府、市、経済界あげてワンストップで経済活性化のサポート活動ができるようなセンター構想を、目指しております、ここでは海外企業誘致も積極的にやりたいと思っておりますので、立地した結果、設立が簡便に進んで、より快適にR&Dの事業が進められるような形にもっていきたいと思っております。

次に、外国から高度な医療を持ったお医者さんが来ておられますけれども、このお医者さんを医科大学での人材育成でもう少し活用したい。もう少し実地指導をしていただくような形で活用することを、現在、検討しております。次回には具体的な中身として提案を出したいと思っておりますので、その部分についてもよろしく願いいたします。特にCOI関連事業は、もう既に京都大学に建物の建設が始まっていますし、国の予算も制度としては毎年10億ぐらい投入されることになっておりますので、そういう資源を有効に活用するためにも、規制緩和をよろしく願いを申し上げます。

なお、京都では、医療の分野以外にも、いろんな分野で特色ある規制緩和を持った特区を申請したいと思っております、その最有力がコンテンツです。以前は海外に輸出されておりましたけれども、最近は、ゲームなども押され気味でございますので、こういう分野で新しい提案を出していきたいと思っております。その点もよろしく願い申し上げます。以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

続きまして、民間事業者の代表者の皆様から御説明をいただきたいと思います。

まずは、塩野義製薬、手代木社長よりお願いいたします。

【手代木塩野義製薬（株）社長】

今般、国家戦略特別区域会議構成員をお引き受けしました塩野義製薬の手代木でございます。新藤大臣の御指名を賜りまして、本当にありがとうございます。

私、本日は概念的なお話だけにさせていただき、具体的には、スピード感を持ってこれから詰めさせていただいていきたいと思っております。とにかく岩盤と言われる規制をどのぐらい大胆に緩和できるのかということをお提案させていただきたいと思っております。

どうしても私ども産業界は、お願い型が多くなる傾向にありますが、この特区の趣旨はそうではなく、我々はこういうふうにします、それに対してこのような御支援をお願いし、我々が結果を出しますというスタイルだと認識しております。とにかく実行可能なことを一個一個提案させていただきたいと思っております。

特に、3番目の点でございます。継続的にイノベーションを実現していくということになりますと、もちろん国家レベルでの議論も大事ですが、その価値を適正に御評価いただくということが重要です。これは創薬であっても、診断薬であっても、あるいは医療機器であっても同様ですが、イノベーションをどう評価いただけるのか、そのための大胆な規制緩和が大事だと思っております。松井知事の資料の最後にごございましたけれども、いろいろな研究をしていく過程で種々の法規制、国際的基準がございます。例えば、カルタヘナ法でございましたり、毒物劇物取締法、薬事法の指定薬物の規制、あるいはヒトES細胞・iPS細胞等の適用に対する規制等、種々ございます。こうした規制に関して、諸外国ではかなりのスピードでアップデートを行っているのに対しまして、我が国はどうしても2年前、3年前につくったルールがそのまま生きている傾向がございます。産業界と致しますと、海外の企業と戦っていくためにも、柔軟な規制緩和が非常に重要になってくると思っております。

以前、松井知事が、「関西圏は健康寿命のランクが日本国内でちょっと低目である」とコメントされておられました。国民の健康寿命延伸というのが、安倍政権においても非常に大きな

テーマであると私どもも認識しております。この特区での大胆な規制緩和を通して、医療産業が発展・拡大し、その結果として関西圏全体で健康寿命の延伸につながる、そういった施策を具体的に御提案申し上げたいと思っているところでございます。全力で頑張らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【藤原地域活性化推進室次長】

はい、ありがとうございました。

阪急電鉄株式会社、角会長、お願いします。

【角阪急電鉄（株）会長】

阪急電鉄の角でございます。本日は3つの特区の中で、トップを切って区域会議を開催いただきまして、まことにありがとうございます。また、関西圏におきましては、まちづくりの分野におきましても特区の指定をしていただきましたことを心より御礼申し上げたいと思います。

私は、本日、大阪市に推挙いただきまして、民間委員として出させていただいておりますけれども、関西経済連合会におきましても、まちづくりを推進する立場にございますので、今回の特区指定を契機に、関西全体の都市再生に向けて精いっぱい頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、私どもが今回応募いたしましたグランフロント大阪のTMOによりますエリアマネジメントにつきまして、御説明を申し上げます。

まさにこの会場がグランフロント大阪でございまして、グランフロントのTMOは、商業オフィス、公共空間等の管理運営を一体的に行いまして、さまざまな取り組みを通しまして、まちの付加価値を高めるため、12社で共同して設立したエリアマネジメントの組織でございます。

そうした我々の実践的な活動を積み上げ、取り組みをさらに加速するためにも、国家戦略特区の枠組みと、全国に先駆けて大阪市で作成いただいた大阪版B I D制度を活用していきたいと考えております。今後、一層、都市の発展につながる先導的なエリアマネジメントにチャレンジいたしまして、先行事例をつくることによって周辺への波及、他のエリアとの連携による、

世界を取り込む力強い都市に変貌していきたいというふうに考えております。

続きまして、2枚目をごらんいただきたいと思います。

大阪都心部では、中之島地区、御堂筋沿道、船場地区等でもさまざまなプロジェクトが計画されております。官民連携のもとで国際ビジネス環境の整備を目指し、観光促進、都心居住という観点も取り入れながら、大胆なまちづくりのあり方を再構築してまいりたいと思います。

その中で、代表的なプロジェクトといたしましては、このグランフロント大阪に隣接する「うめきた2期」開発がございます。17ヘクタールの未利用地でございますけれども、緑と都市機能が一体となりました高質な都市空間づくりに向け、現在、官民連携しながらマスタープランの作成を行っているところであります。今後、さらに事業が進むに当たりまして、公園のあり方や事業スキームなど、必要に応じて特区の制度を活用をさせていただきながら、他に例のない国際競争力の拠点となるようなまちづくりを行っていきたく思っております。

そして、今後、これらのプロジェクトの実現に向けまして、さらなる規制緩和の要望を出させていただきたく予定でございますけれども、2枚目の下段に書かせていただいておりますように、一例として申し上げますと、エリアマネジメントにつきましては先導的に実施をさせていただきますけれども、さらには法制度の見直しといった追加の措置も必要ではないかということがございます。また、道路上空の活用による街区の一体化につきましては、現在、阪神百貨店のビルと、それと南側の新阪急ビルという、この2つのビルの上に道路がございますけれども、その道路の上空を一体としたビルを建設すると総延べ床25万平米のビルになります。その道路上空活用の第一例として取り組まさせていただいておりますが、これは特定緊急整備地域でないと認められない制度でございます。その特定を外していただきまして、緊急整備地域に対象エリアを拡大していただきたい。本来は、その道路がなくなって、そのエリア全体が再開発されるということがもちろん望ましいけれども、そういったことができる地区とできない地区もあろうかと思っておりますので、特定をとっていただきますと、さらにまちづくりの都市の再生が進むのではないかというふうに期待されるところでございます。

最後になりますけれども、このチャンスを最大限に生かしまして、チャレンジ・イノベーションを支える都市環境整備に地元一丸となって推進してまいりますので、引き続きの御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

はい、ありがとうございました。

先端医療振興財団の井村理事長、お願いします。

【井村先端医療振興財団理事長】

神戸の先端医療振興財団の理事長でございます井村でございます。座って説明をさせていただきます。

既に井戸知事がお話しになりましたように、兵庫、神戸の国家戦略特区事業、いろいろ検討が進められておりますが、私からは医療分野を中心とした事業について説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料7の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、中核事業として神戸アイセンターの整備を進めております。御承知のように、現在、我が国は急速に高齢化が進みまして、加齢に伴うさまざまな眼疾患が問題になっております。欧米諸国はもとより、アジア諸国でも立派なアイセンターができています。日本ではまだ本格的なアイセンターはございません。そこで基礎研究から臨床応用、治療、さらにリハビリ、ロービジョンケアというんですが、そういうものを一貫して行えるアイセンターを神戸のポートアイランドに建設したいというふうに考えておまして、眼科病院のための病床30床を、これは規制緩和によって承認をしていただきたいと思いますと思っております。現在、i P S細胞の臨床応用が最も近づいているのが網膜の加齢黄斑変性でありまして、これはもう政府の承認も得まして、現在、準備の最終段階に入っております。間もなく第1例を実施できるものと期待をしておりますので、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2番目には、これからの事業、検討事項でございますが、高度専門病院群全体を臨床研究中核病院と同水準の国際医療拠点というふうに位置づけていただきたいと思いますということでございまして、資料の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

現在、ポートアイランドには、700床の中央市民病院のほかに、臨床研究を行うための先端医療センター60床、それから神戸低侵襲がん医療センター80床等々がございます。さらに、兵庫県立こども病院が平成28年にはこの地区に移転してまいりますし、小児の粒子線治療施

設も、先ほど井戸知事がお話しになりましたように、計画中であります。それから、外科系、生体肝移植や内視鏡治療の国際フロンティアメディカルセンターも、間もなくこれは開院をいたします。合計1,400床になりまして、日本では例を見ないメディカルセンターになるのではないかと考えております。ただ、ここは病院がそれぞれ別々でありますので、臨床研究中核病院としては認定されておられませんし、今現状では、それもまだ見通しが立っていないわけです。しかし、臨床研究を行う上には、ぜひ承認をお願いしたいと考えております。

例えば、現在、どうやっているかといいますと、私どものところでは再生医療をやっているんですが、患者さんがまず保険で入院してこられます。診断がつきますと、一旦退院してもらいます。そして、治療のところは保険の併用はできませんので、全て研究費でもって、また入院してもらって治療をする。治療が終わったら、退院してもらって、後のフォローアップはまた保険で再入院できると。そういったことを繰り返さないといけない。研究費がなくなると、患者さんが来ても、待ってほしいということになってしまうわけですね。だから、こういった治療、先進的な治療を私どものところではいろいろやっております。血管とか軟骨、骨、それから角膜の再生もやっておりますし、また新しい放射線治療等をやっておりますが、ぜひこういった新しい試み、メディカルセンターを全体として臨床研究中核病院と同様に扱えるようにしていただきたいということを希望しております。

それから、最後に、ここに資料はございませんが、ごく一般論として、関西の特徴について触れさせていただきたいと思います。

東京はもちろん日本の中心であります。東京は巨大な中心があるわけです。関西はそれと違って、京都、大阪、神戸と、3つのかなり性格の違う都市が並んでいるというのが特徴でありまして、これは関西の強みであると同時に、また弱みにもなるというところがあるのではないかと考えております。実は、山中さんがノーベル賞を受賞されたときに、韓国でなぜ韓国はもらえないのかというのが非常に議論になったと。そのときに韓国にいる日本のフリージャーナリストが書いた文章をいただいたんですが、韓国は一極集中であって、皆が同じ方向に向かって走っている、これは技術開発にはいいかもしれないけれども、学問には不向きである、日本は少なくともまだ関東と関西と、文化の異なった2つの中心がある、学問にはそういった多様性が重要であるということとその日本人のジャーナリストが書いておられまして、私は卓見だというふうに思っております。

したがって、日本のためにも関西地区が力を合わせて発展していかないといけない、今回こういった特区に3つが承認されたということは、大変いい機会であるというふうに考えておりますので、今後とも関西地区、いろんな形で連携しながらやっていくということが日本の将来のためにも重要ではないかと考えております。実は、来年、日本医学会総会、これは4年に一回開催しております、京都で開催する予定であります。しかし、こういった状況を勘案して、既にもう4年前に、これはオール関西でやろうということで計画を現在進めております、来年、京都を中心にオール関西で医学会総会をやりますが、そういったこともこれからの関西地区の経済発展に貢献することができれば幸いであるというふうに考えております。

以上でございます。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

少々お時間が押しておりますけれども、残された時間、全体の意見交換の時間とさせていただきます。

まずは八田先生より御発言をお願いいたします。

【八田国家戦略特別区域諮問会議有識者議員】

特区ワーキングの座長をしております八田でございます。

今回は関西が全体のトップランナーとしてこの区域会議を始められたことを、関係者の皆様にお礼申し上げます。

区域会議は区域計画を作成するわけですが、その役割は、ご案内のとおり2つございます。1つは、初期メニューとして決められた規制改革を事業化するということです。ここについては具体的な工程表をつくってやっていただきたいと思います。特に例えば大阪の雇用相談センターはいつまでにやるというようなことを記載していただきたいと思います。

もう一つの役割は、新しい規制改革メニューの追加です。きょうもすでに随分数多くの御提案がありました。これについては先ほど井戸知事が、ほかの会議との役割分担はどうなっているんだという問題提起をされました。戦略会議の役割は岩盤規制を打ち破ることです。何が岩盤規制なのかというご質問だろうと思います。規制改革会議だとか、それから構造改革特区な

ど通常の改革の仕組みでできなかったものが岩盤だと個人的には思っています。特区の強力な武器を使う改革項目は、あらかじめある程度選ばれたものでなければならない性質のものだと思います。

そもそも、規制改革が成長戦略になり得る理由は、日本には生産性の低いところと高いところが混在していて、資源が生産性の低いところに滞留しているからです。そのような資源は高い報酬を求めて生産性の高いところへ移動したいのですが、それをさまざまな制度がブロックしている、そのブロックしている制度を取り去ろうというのがこの規制改革だろうと思います。なぜブロックしているかという、成熟産業あるいは衰退産業が、自分たちの既得権を守って、なかなか新しい分野に資源を回させない、あるいはお役所がそれなりの既得権、権限を譲りたくないためです。そういうようなことで効率的な資源配分がなされていない。それをできるようにするのが規制改革です。

ということは、この改革をやるにはかなり抵抗がございます。物すごい抵抗がございます。みんな、後ろから手を回してきます。これが今までできてこなかった理由なんですね。規制改革会議も様々な成果を上げてきたんですが、完璧にはできなかったこともある。戦略特区では、まず特区担当大臣に直接ここでアイデアを提示した上で、それが総理が議長の諮問会議に行くという、かつてない強力な手段でもって、改革のアイデアを直接、大臣や総理に持っていくというところがみそです。したがって、区域会議は、言ってみれば、統合本部なんです。これは新藤大臣によるネーミングです。これは、地元のミニ政府なんですね。そこに直接持っていき。それだけに、裏からいっぱい手を回してアイデアを出させないようにするという動きがこれからもあるんじゃないかと思います。それをはねのけて、どんどんいいアイデアを出していただきたいと思います。

これは私の思い過ごしであればいいんですが、例えば大阪府がきょう提案されたものの2ページ目の教育分野というところで、「特区法では『1年以内に検討』とされており」と書いてあるんです。そんなことないですよ。1年以内に検討し、「措置を講ずる」ところまで法律に書いてある。「一年以内にするのは検討だけだ」というのは、ずっと文科省が言ってきたことなんです。何かこれは、松井知事の見えておられないところで、向こうの役所が手を回して、こういうことになっているんじゃないかという可能性を感じさせます。それに類したことがあるのはとても怖いことです。区域会議は、積極的に新鮮なアイデアをどんどん出していただく

推進機関です。後でチェックは特区担当大臣なり総理なりがなされればいいわけですから、そういう規制官庁の言うことを区域会議に来る前に入れるということはよしていただければと思います。

井戸知事が今後はどのような工程だろうかとご質問されました。諮問会議は月に一度は開かれていますから、区域会議は当面は月に二度ぐらいやるというような頻度でもいいんじゃないかと思います。その上で区域会議で決まったことをどんどん諮問会議に打ち出していただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【藤原地域活性化推進室次長】

ありがとうございました。

それでは、忌憚ない御意見をよろしく願いいたします。御意見ある方、挙手をお願いいたします。

【松井大阪府知事】

ちょっといいですか。

【藤原地域活性化推進室次長】

はい、松井知事、お願いします。

【松井大阪府知事】

今の件なんですけれども、公設民営学校は、今、八田先生言われたように、本当に文科省に行くのと、ちょっと違う雰囲気になるんです。具体的に事業者連携のあと、その中で例えば校長、副校長、学年主任、何人かはその場所に、その学校に入れるようにしていただいて、あとはガバナンスとして公務員である教師に対しての指示、命令ができると、それを決めていただいたら、どんどん進むので、そういうところをぜひこの特区会議でお願いしたいと思っています。

私学と公立とで今、大阪の場合は講師を切磋琢磨しようということで、公立高校が無償化になっていますので、私学も無償にしているんです。そんな中で今年度から公立の校区も撤廃を

いたしました。子供たちが受けたい学校、行きたい学校、受けたい教育、自由に選ばれるようになっていきます。家庭の事情とかそういうのは抜きに、オール無料ですから。だからその中でやはり私学の特色ある教育の範囲をどんどん広げていきたい、こう思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【井戸兵庫県知事】

2点だけ追加、触れさせていただきたいと思ひます。

女性の活躍の場のための外国人家事支援人材の活用という点については、我々も積極的に検討する必要があると思ひておりますが、全面的に行うのか、それとも一定の例えば外国人の家庭にまず門戸を開いて、それから行うのかとか、やり方がいろいろあるんだと思ひます。その辺は手順を追うのか追わないのかというところも含めて検討していく必要があると思ひております。

それからもう一つ、非常に重要なことを松井知事が指摘されました。特に地方税を減免したときに、特に法人事業税ですとか固定資産税は事業活動に伴うコストとして算定されるわけですが、減免されますとそのコストの分が小さくなるということで、国税の法人税の課税対象がふえてしまうと、こういう矛盾がございますので、ぜひ地方税が独自に減免した場合には、その相当分が法人税で取り返し効果が起こらないような措置は、これは非常に地方の独自の施策を推進するためには重要な問題点でございますので、従前は新産工特なんかも成長期的手段としてはそれを補填したんです。地方団体を補填したんです。ですから、それと同じようなことをやるのか、私は松井知事の提案のほうのコスト扱いをするぞとしていただいたほうが効果がより大きいのではないかと思ひますので、ぜひ強調をさせていただきたいと思ひます。

【山下京都府副知事】

2点追加でございます。1つは、大学発ベンチャー等を支援する基金が京都大学に300億ぐらい来ておりますが、その大学発ベンチャーをしようと思ひますと、大学の施設をかなり利用させていただくことになると思ひますが、研究段階はいいけれど、例えば試作品を売ることを前提とすると、なかなか使いにくい。商業利用になるのではないかということがありまして、うまく活用できないというお話を聞いています。これも岩盤規制になるかどうかはわかりません

が、そういう面について規制緩和が必要ではないかと思っております。特に、既に基金が来ている事業でございますので、早急に実施すべきではないかと思います。

それから、ベンチャー育成ですけれども、特に医療につきましては、実用化までに時間がかかるので、個人のエンジェル税制で支えるだけではなく、企業のエンジェル税制のもっと充実したものもつくっていただいて、企業が支える部分も協調的なことができるような税制措置もつくっていただいたらありがたいと思っております。

【藤原地域活性化推進室次長】

お願いします。

【西村内閣府副大臣】

今の井戸知事のご質問、1つ、家事支援の外国人の採用ですけれども、実は明日決定予定の成長戦略改訂版では、日本人の家事支援を目的とする場合も含めてというふうに明確に書いていますので、必ずしも外国人だけというわけではなくて、日本人向けもやっぺいこうということで書いてあります。

それから、京都府から御指摘のあったベンチャー税制は、既に企業向けのやつも産業競争力強化法で手当してありまして、企業が一定部分、ベンチャー、ファンドを通じて通している場合にそこは免税になるような仕組みができております。ですからこれも活用していただけたらと思います。

それから、基金の使い勝手の話だと思います。このあたりは多分調整すればできるのではないかと思います。ここは必ずしも特区に限らずできるだけ対応していきたいと思っております。

【藤原地域活性化推進室次長】

新藤大臣、お願いします。

【新藤内閣府特命担当大臣】

皆さん、大変ありがとうございました。非常に重要な、かつ貴重な議論をいただいたと思います。この戦略特区をどう進めていくのか、そしてここで何ができるのかというイメージを一

致させていく必要があると思っています。私が総理から言われているのは、この国家戦略特区のプロジェクトは、その分野において世界で例えば3本の指に入るとか、そういうプロジェクトにしてくれということです。ですので、地域間、どこかに勝つとか負けるとか、もちろんそれもあっていいんですけれども、そんなことではなくて世界の中でこの分野では、何番目だと、トップだと、こういうものをつくってもらいたいということ、それがまず第一声でございました。

それから、どうしても制度があって、また許認可があります。それに充て込まなければいけないとか、またそのルール網の目をくぐるというか、解釈を変更してとかそういうことをこれまででも努力されてきて、これは改善・改革になっているんですけれども、今度の仕事は新しいカテゴリーをつくってくださいと、概念を打ち立ててくださいと。そしてそれを実行できるかどうかをきちっと提案してくださいと。

ですから、この御提言いただいたもの、それは責任も持っていただくし、国も一緒にやりますよと。それをやることでどれだけの成果が上がり効能があるのかということをきちっと証明できれば、それは新しい概念として打ち立てられるのではないかと。もしかすると国全体では難しい分野もあるかもしれませんが。でもやってみたら国中でできるんだということになれば、それは汎用的な制度にしてもいいと。ですから大いなる実験でもあるわけなので、最終的には実現できなければ意味がありません。それから何かをやって、お気づきのように国家戦略特区には予算措置ございませんから、国のお金を当てにしようとか、これでもって補助金をもらおうとかではなくて、そもそもが強い事業は人の金なんか当てにしないでできるんですね。そのぐらいの心づもり、もちろん我々もお手伝いというより、国は国の役割を果たす意味での別途のさまざまな支援措置というのは当然出てくると思いますけれども、そういう気持ちで行こうではないかというので今まで進めてきました、八田先生とも。

ですから、岩盤規制を崩すというよりも新しいそういうルールを決められるんじゃないかと、そこまで技術も発展してきたし、それから概念にしても1つの病院で機能を高めるのか、まさにこの高度専門病院群なんていうのは新しい概念ですよ。今まではできなかったのかもしれませんが、それができるのであれば実施してみようではないかと、こういうことだと思います。

私のほうはそういうことでこれをどんどん進めていこうと。この2年を集中期間にしよう、規制の緩和をするのは2年だと、スイスのダボスで総理が宣言いたしました。もう既に半年た

っておりますので、あと1年半なんです。必要に応じてこれは法改正なり、例えば出てくれば国会の途中であっても、法律の提出期限が過ぎていても出すぞという勢いで我々やっておるわけでございますので、お願いしますとか、ここはどうなんだろうかとというよりも、まず形をつくっていただければ、また私たちも一緒になってそれをやらせていただきたいなど、このように思いますので、実際には他省庁のかなりのこれは、それぞれの所管の省庁との調整が必要です。私たちもこれは物すごい勢いでぶつかりながら、しかし、各大臣とも非常に前向きに規制官庁と言われている大臣も結局は今、我々がこうやってできるようになっているものは、担当大臣がわかったと、事務方に指示を出してここまで来ているものでございますので、ぜひここはみんなで頑張れるところだと、そういうことを皆さんで御理解いただければ、またそれを関西で始めていただければほかの特区も勇気づけられるんじゃないかと。

私は、したがって、まず第1回目は地域に行ってそれぞれの地域で特区会議を立ち上げようと。今後、その会議は必要に応じて東京でやる場合もあれば現地でやる場合もあるでしょう、それは柔軟にやっていけばいいんですけれども、そういう趣旨でございますので、きょうはとてもいい御意見、御議論をいただいたというふうに思いますので、しっかりと信念と志を高く持って進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【藤原地域活性化推進室次長】

新藤大臣、ありがとうございました。

【松井大阪府知事】

新藤大臣、きょうの話の答えというのはいついただけるんでしょうかね、いろいろ提案させていただいた。この第2回というのは近々決めていただけるんですか、そこでお答えをいただけるという形で。

【藤原地域活性化推進室次長】

よろしゅうございますでしょうか。

今、お話にございました区域計画につきましては、本日の御意見を十分反映させていただきまして、国家戦略特区法上の所要の手続きを図った上で、次回の区域会議にお諮りすることに

したいと思います。次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡申し上げます。

それでは、これもちまして、第1回の関西圏区域会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。